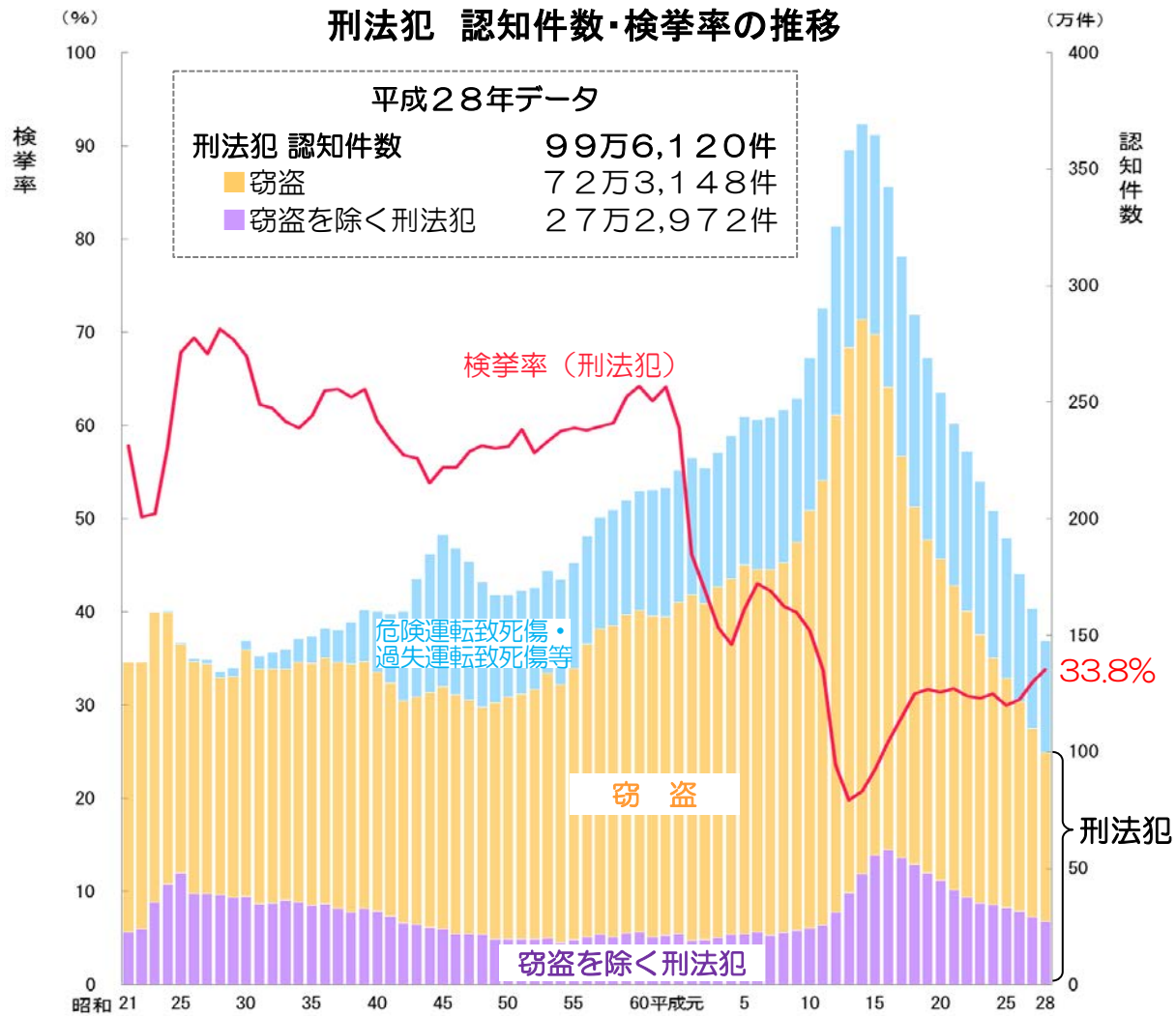


平成29年版 犯罪白書の概要



刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年（戦後最多）をピークに14年連続で減少
平成28年（前年比9.4%減）は戦後初めて100万件を下回った（平成14年の約3分の1）

窃盗 平成15年から大幅に減少し、平成28年（前年比10.5%減）は戦後最少を更新
刑法犯認知件数の**7割以上を占める**

詐欺 認知件数 4万990件（前年比**4.0%増**） / 平成24年以降増加傾向
 特殊詐欺 認知件数 1万4,154件（前年比 **2.4%増**）
 被害総額 約 389億円（前年比17.3%減）

傷害・暴行 傷害の認知件数 2万4,365件（前年比3.2%減） / 平成20年以降は**2万件台で推移**
 暴行の認知件数 3万1,813件（前年比2.2%減） / 平成18年以降は**高止まり**

性犯罪 強姦の認知件数 989件（前年比15.3%減） / 平成16年以降減少傾向
 強制わいせつの認知件数 6,188件（前年比8.4%減） / 平成26年から減少

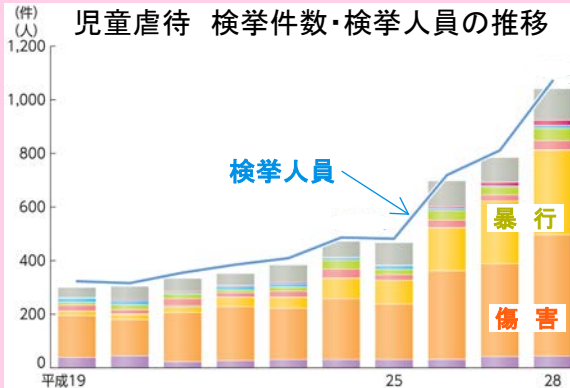
特別法犯の動向

特別法犯の検察庁新規受理人員（※過失運転致死傷等・危険運転致死傷は含まない）
 40万2,200人（前年比3.3%減 平成12年から17年連続で減少）

交通関係

過失運転致死傷等	検挙人員	49万4,306人 (前年比6.9%減, 平成17年から連続して減少)
危険運転致死傷	検挙人員	593人 (前年比4.7%減) うち致死事件 45人
道交違反	取締件数 (送致事件)	30万8,116件 (平成12年から連続して減少)

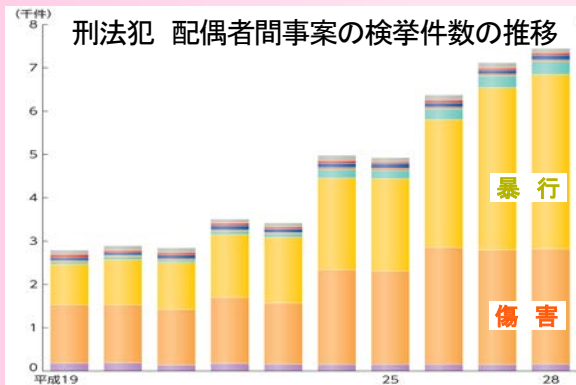
児童虐待等



児童虐待 検挙件数 1,041件
平成19年の約3.5倍
傷害 (452件) ・暴行 (316件) で
全体の約4分の3

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の
検察庁新規受理人員 2,713人
平成21年から増加傾向

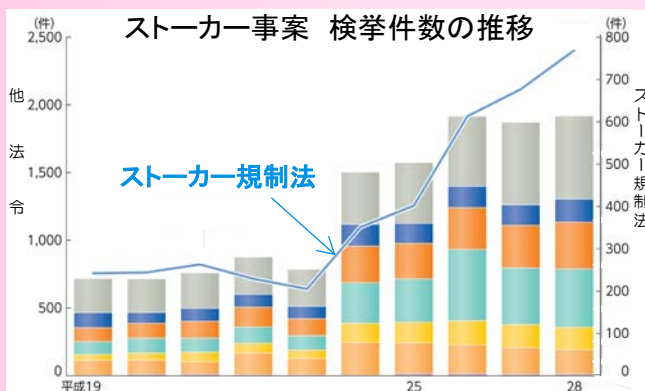
配偶者間暴力



配偶者間事案 検挙件数 7,450件
※被害者が被疑者の配偶者であった事件
平成19年の約2.7倍
暴行 (4,032件) ・傷害 (2,659件) で
全体の約9割

配偶者暴力防止法違反の
検察庁新規受理人員 113人
平成24年以降100人超で推移

ストーカー犯罪



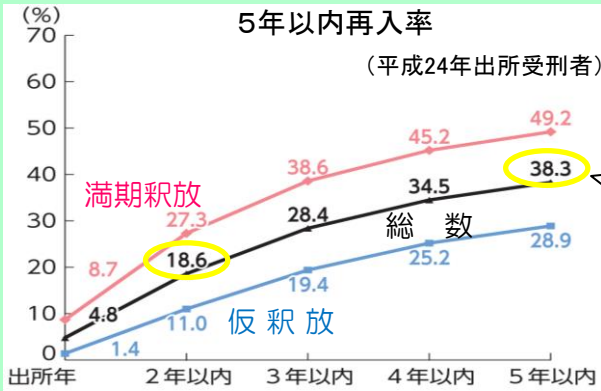
ストーカー事案 検挙件数
ストーカー規制法 769件
増加傾向 (平成23年の約3.8倍)
他法令 1,919件
高止まり (平成23年の約2.4倍)

ストーカー規制法による警告等
警告 3,562件 (前年比187件増)
禁止命令等 173件 (前年比28件増)

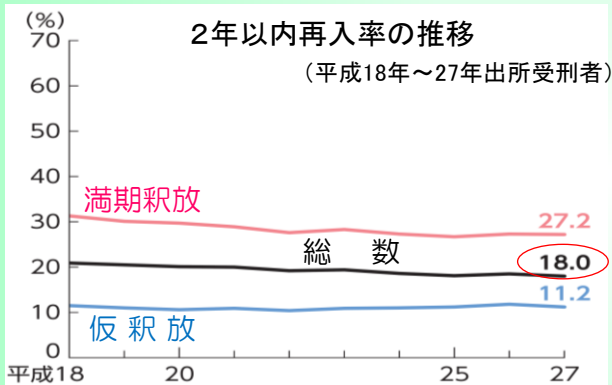
薬物犯罪

覚せい剤取締法	検挙人員	1万607人 (毎年1万人超で推移)	押収量	1521.4 kg (前年比約3.5倍)
大麻取締法	検挙人員	2,722人 (前年比25.6%増, 3年連続で増加)	押収量	159.7 kg (前年比約1.5倍) ※乾燥大麻に限る
危険ドラッグに係る犯罪	検挙人員	920人 (前年比276人減)		

再犯の状況



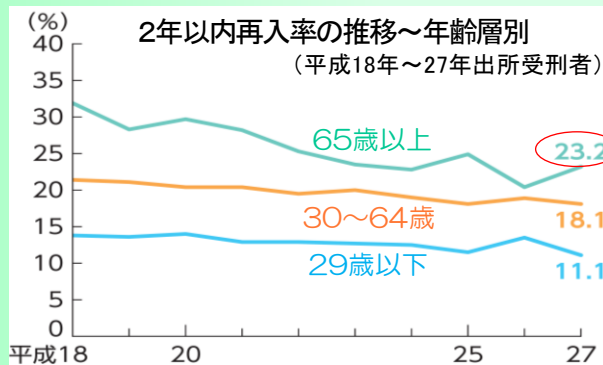
出所受刑者の約4割が
5年以内に再び受刑（再入所）
そのうち約半数は2年以内に再入所



2年以内再入率 18.0%
前年比 0.6pt 低下
平成18年比 2.9pt 低下

「再犯防止に向けた総合対策」

(平成24年)
基準値 (20%) から 2.0pt 低下
数値目標 (平成33年まで) 16% 以下



罪名別の2年以内再入率は、窃盗 (23.2%)、
覚せい剤 (19.2%) が総数より高い

年齢層別の2年以内再入率は、
高齢者が23.2% (前年比 2.8pt 上昇) と
他の年齢層と比べて一貫して高い

高齢者関係 ※65歳以上の者

刑法犯検挙人員 4万6,977人 (平成9年の約3.7倍, 平成20年以降高止まり)
(全体の約2割, 女性では全体の約3分の1)

窃盗 3万3,979人 (高齢者刑法犯検挙人員の約7割)
(女性高齢者では窃盗が約9割, 万引きが約8割)

傷害・暴行 5,823人 (前年比5.4%増, 平成9年の約17.4倍)

交通事故 75歳以上の者に係る発生件数 3万2,890件 (平成19年比12.0%増)

入所受刑者 2,498人
(平成9年の約4.2倍, 女性では約9.1倍)

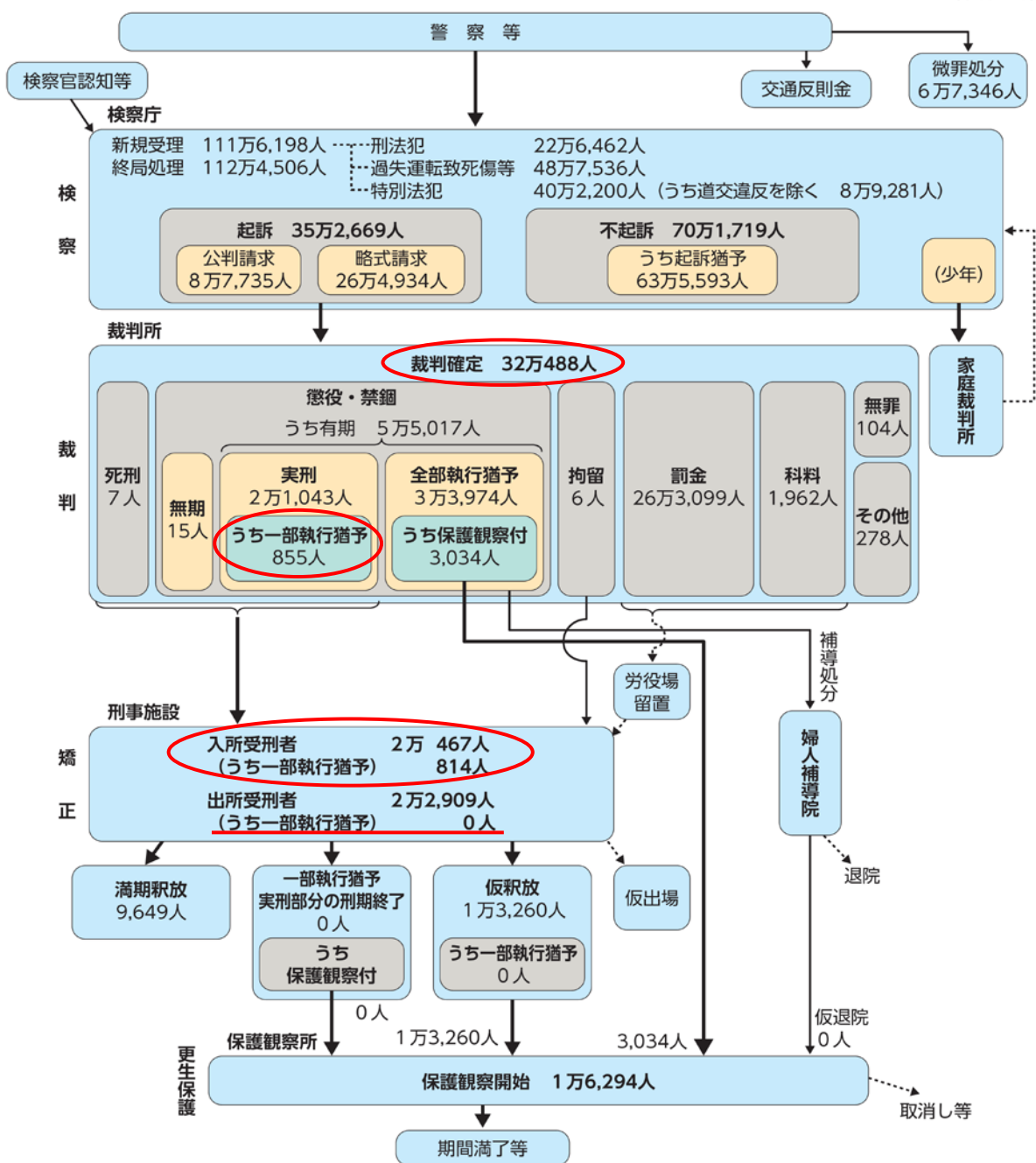
高齢者率 12.2% (前年比1.5pt上昇)

再入者の割合 70.2% (全年齢層では59.5%)

高齢者が被害者の主な刑法犯認知件数 9万2,587件 (全体の13.9%, うち女性が約4割)
うち詐欺 1万3,236件 (全体の44.1%, うち女性が約7割)

刑事司法手続の流れ

(平成28年)



〔裁判〕

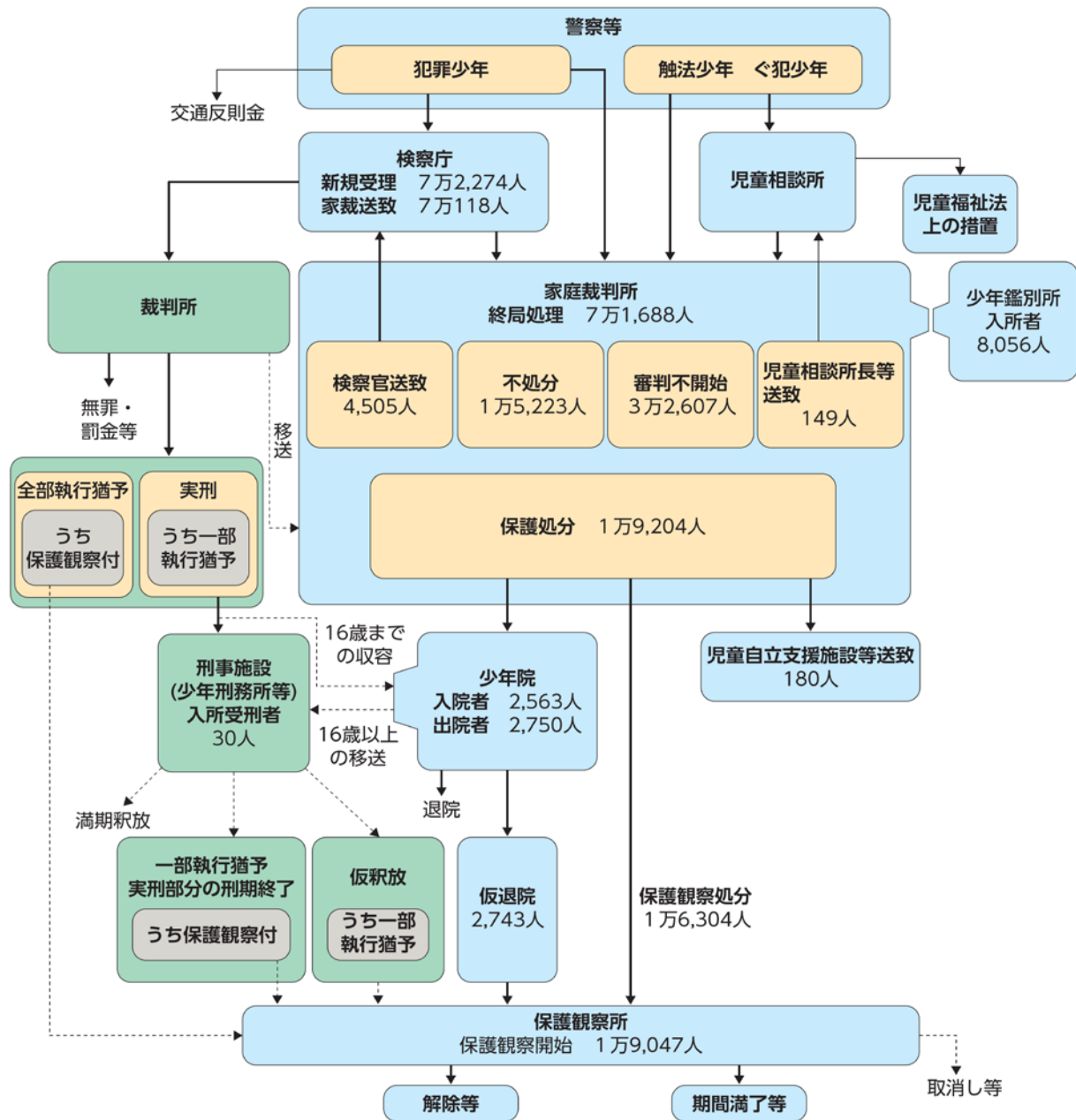
- **裁判確定人員** 前年比4.0%減 / 10年間でおおむね半減
- **裁判員裁判** 第一審判決人員 1,104人 (うち、無罪12人, 死刑3人)
- **全部執行猶予率** 61.2% (通常第一審)
- **全部執行猶予者の保護観察率** 8.9% (前年比1.1pt低下)

〔矯正・更生保護〕

- **入所受刑者** 前年比5.0%減 / 平成19年から10年連続で減少
- **刑事施設の年末収容人員** 4万9,027人 (受刑者, 前年末比4.2%減)
収容率(既決) 69.6% (前年末比2.8pt低下) 女性は, 91.4%
- **仮釈放率** 57.9% (前年比0.2pt上昇) 平成23年から6年連続で上昇

非行少年に対する手続の流れ

(平成28年)



〔検挙人員・送致人員〕

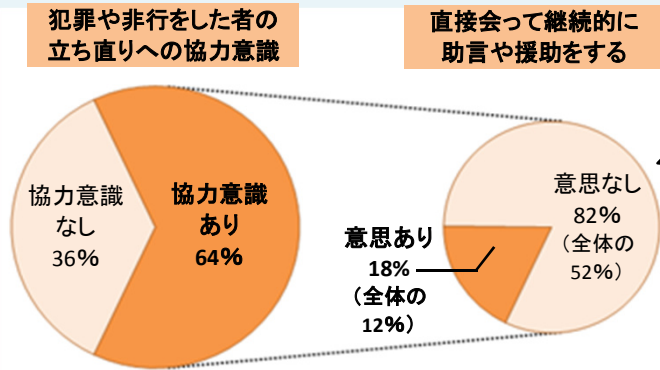
- ・ **刑法犯の検挙人員** 4万103人 (前年比17.6%減, 平成16年から13年連続で減少)
窃盗 2万4,208人, 殺人 54人
人口比では, 成人の約1.9倍と高率
- ・ **特別法犯の送致人員** 5,288人 (前年比2.3%減, 平成24年から5年連続で減少)
軽犯罪法が約4割, 薬物犯罪は減少傾向
大麻取締法 (206人), 覚せい剤取締法 (134人) は前年より増加

〔少年院入院者〕 2,563人 (前年比6.6%減, 平成13年から減少傾向) うち女子194人
年少 (15歳以下) 14.7% 中間 (16・17歳) 37.7%
年長 (18歳以上) 47.6%

特集：更生を支援する地域のネットワーク

国民の理解

《 更生支援に対する国民の意識 》

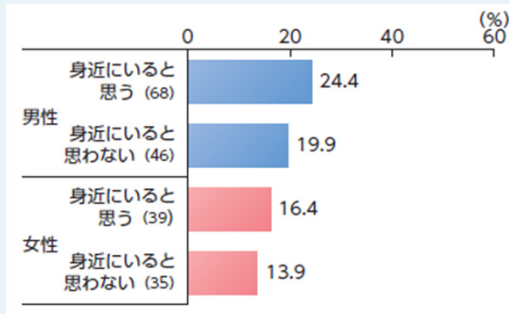


注 「再犯防止対策に関する特別世論調査」(平成25年8月)資料に基づき作成。

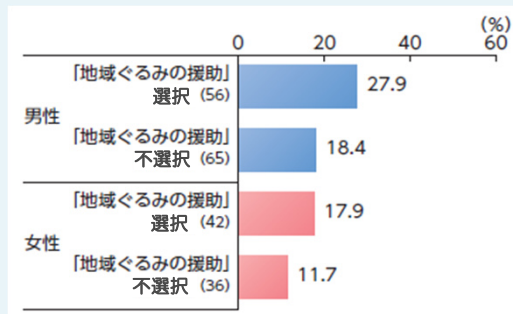
- ◎ 立ち直りに協力したい。
⇒国民の約6割
- ◎ 直接的な支援をしたい。
⇒そのうちわずか2割
(全体の12%)
- ◎ 協力意思ありの国民の一定数は、協力内容について「わからない」「特にない」と回答

「直接会って継続的に助言や援助をする」と回答した者を更に分析すると・・・

(男女別・身近にいると思うかどうかの意識別)



(男女別・必要な再犯防止策の内容別)



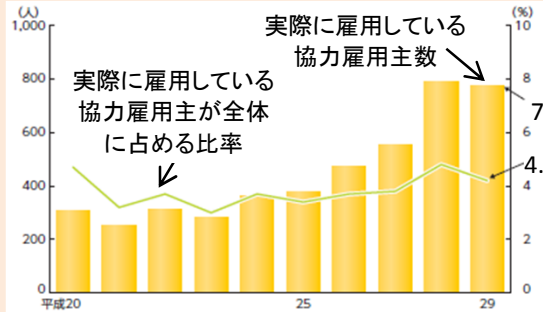
- ◎ 犯罪や非行をした者が身近にいると思う人や再犯防止施策として「地域ぐるみの援助が必要」と思う人の方が、そうでない人より直接的な支援を行いたいという積極的な回答



＜ポイント1＞ 過半数の国民には、犯罪や非行をした者の更生支援への協力意識があるものの、直接関わることに對しては不安や抵抗感がある。犯罪や非行をした者への意識の変化が国民の協力を得る鍵となる。

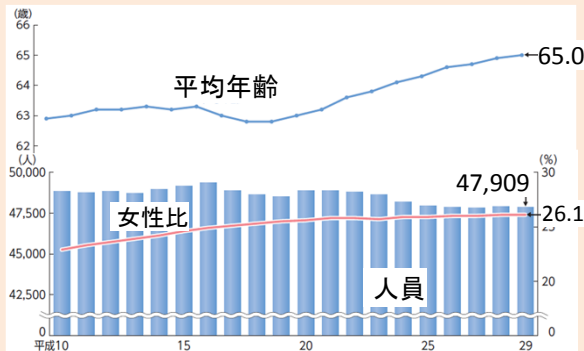
民間協力(協力雇用主, 保護司等)

《 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数・比率の推移 》

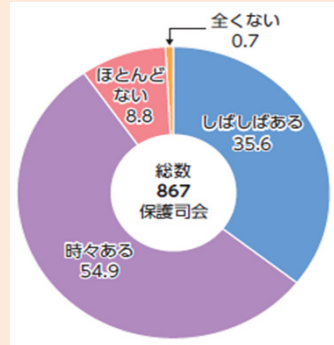


登録上の協力雇用主数は増加しているが (H29.4.1現在: 18,555人), 実際に雇用をしている協力雇用主の比率は **伸び悩み**

《 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移 》



《 保護司候補者に断られた経験の有無(全国保護司会調査) 》



保護司の人員は**減少傾向**, 保護司候補者に保護司となることを依頼し, 断られた経験のある保護司会が**約9割**

民間協力者も当初は不安, しかし...

実際の雇用を通じた協力雇用主の意識の変化 (民間団体・企業による就労支援の取組 P319)



当初は「お客様が怖がるのではないか。」と社内で賛否両論。出所者が一生懸命に働く姿を見る中で, 自分たちが支えていかなければならないというふうに従業員の意識が変わった。

保護司活動への支援による不安軽減 (地方公共団体による保護司活動への支援の取組 P275-276)

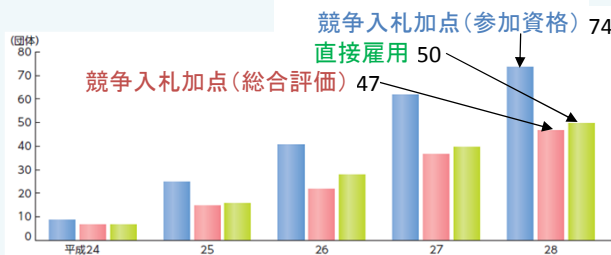


自宅で刑務所出所者等と面接することにはちゅうちょも。更生保護サポートセンターを使えるといかに助かるか実感した。

《 **ポイント 2** 》 民間協力者が当初感じる不安も, 犯罪や非行をした者との実際の関わりや, 支援制度の活用を通じて**軽減**できる。

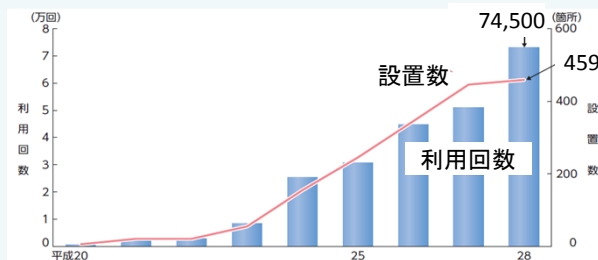
多機関連携(地方公共団体)

《 就労支援の取組が確認されている地方公共団体数の推移 》



競争入札における加
点措置(協力雇用主
に対する優遇措置)、
直接雇用は増加傾向

《 更生保護サポートセンターの設置数等の推移 》



保護司の活動場所と
なる更生保護サポ
ートセンターの設置
数は増加傾向、地
方公共団体の施設
等への設置が約8
割

＜ポイント3＞ 地方公共団体においては民間協力者(協力雇用主、保護司等)に対する支援を通じた再犯防止の取組が広がりつつある。

さらに・・・

《 地方公共団体による直接的な更生支援 》

一部の地方公共団体において、更生支援の専門部署の設置(P310-311)、県福祉保健総合計画に基づく高齢・障害犯罪者への支援(P312-313)等の先駆的な取組が開始

更生支援に取り組む地方公共団体の意識 (地方公共団体による就労支援の取組 P271-272)



ぬくもりのある互助の地域社会を構築することが基礎自治体の使命。市が率先垂範することで同様の取組が他の自治体に波及してほしい。

民間協力者による地方公共団体の理解の促進 (地方公共団体による就労支援の取組 P269-270)



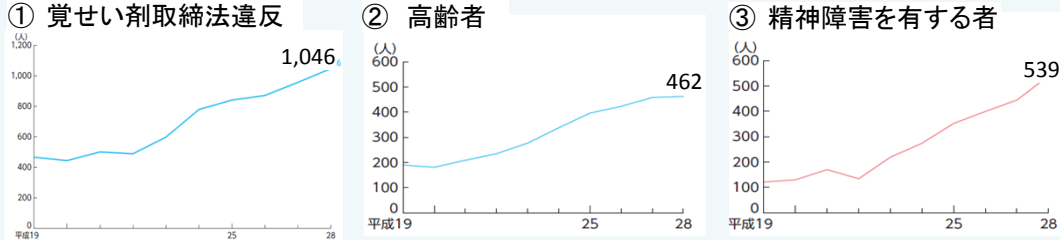
県知事及び県庁幹部と保護司等が10年以上にわたり、懇談を重ね、意見交換してきたことが、地方公共団体による就労支援等の端緒となった。

＜ポイント4＞ 先駆的な取組の多くは、地方公共団体の首長や職員の意識に支えられており、民間協力者が地方公共団体の理解を得るのに重要な役割を果たしている例が多い。

多機関連携(関係機関・団体等)

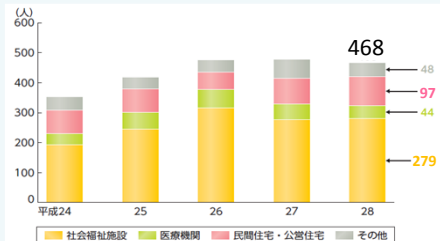
立ち直りに様々な問題を抱え、支援を必要とする者の存在

《 更生保護施設を住居とした保護観察開始人員の推移 》



更生保護施設を住居とする薬物事犯者、高齢・障害犯罪者は**増加傾向**

《 高齢・障害のある受刑者の特別調整の結果、福祉施設等の支援につながった人員の推移 》



適切な住居がない高齢・障害犯罪者で福祉施設等の支援につながった人数は**横ばい**

連携する受入先施設の抱く不安 (地域生活定着支援センターと保護観察所の連携 P303)



刑務所出所者等の受入先となる福祉施設は、他の施設利用者への影響や地域との関係等、様々なことを考慮する必要があり、何かあったときの責任や対応について不安を感じる施設もある。

＜ポイント 5＞ 立ち直りに様々な問題を抱え、支援を必要とする者が存在する一方、連携の相手となる関係機関・団体等の**理解を得て、受入れにつなげることに難しさ**がある。

しかし…

専門職員による関係機関への説明 (刑事司法機関等において活躍する社会福祉士 P305-309)

連携先である福祉関係機関からは、罪を犯した人の特性や福祉的支援の特別なニーズ等を分かりやすく話してもらいたいという要望があり、先方が受け止めやすいよう丁寧に説明している。



＜ポイント 6＞ 社会福祉士等の**専門知識を備えた職員**は、地方公共団体等、地域の関係機関・団体等の理解を促す重要な役割を果たしている。

刑事司法手続終了後の更生支援 (地域における薬物依存回復支援プログラム P296)



更生保護施設を退所後に引き続き近隣に住む人には地域の回復支援プログラムの利用を勧めている。保護観察終了後数か月経ってからプログラムに顔を出し、仲間に迎えられ続けて通っている人もいる。

<ポイント 7> 地域ぐるみのネットワーク（民間協力、地方公共団体を含む多機関連携）の強化による、刑事司法の期間等にとられない切れ目のない“息の長い支援”が現場では求められている。

今後の課題

国、地方公共団体での再犯防止推進計画の着実な実施

- 広報・啓発活動の充実，国民意識についての調査研究 <ポイント 1>
（「犯罪や非行をした者も同じ地域に暮らす住民である」と国民意識の変化を促すような行事，地域の民間協力者の経験の共有等）
- 民間協力者への支援策の充実 <ポイント 2, ポイント 3>
（特に不安や抵抗感を感じやすい協力の初期の段階での手厚い支援）
- 全国の好事例（グッドプラクティス）の共有 <ポイント 4>
- 専門知識を備えた職員の配置等の体制整備 <ポイント 5, ポイント 6>
（丁寧な説明による社会資源の開拓等）

➡ “更生を支援する地域のネットワーク”の進展 <ポイント 7>

＜参考＞平成29年版犯罪白書特集コラム一覧

第7編第2章

- コラム1 保護司の活動（千葉保護観察所）
：保護観察対象者の処遇や地域の組織、団体等と連携した活動（P260-261）
- コラム2 篤志面接委員の活動（多摩少年院等）
：少年院等での面接等の活動（P267）
- コラム3 兵庫県による保護観察対象者等の就労支援等の取組（神戸保護観察所）
：県による協力雇用主への支援と再犯防止のネットワーク作り（P269-270）
- コラム4 （大阪府）吹田市による保護観察対象者の直接雇用の取組（大阪保護観察所）
：市役所での非行少年の臨時雇用員としての任用（P271-272）
- コラム5 （北海道）沼田町就業支援センターと「まちぐるみ」の支援（旭川保護観察所）
：センター開所前後での地域住民への説明等と住民団体による支援（P273）
- コラム6 荒川区による保護司活動への支援の取組（東京保護観察所）
：区の支援による更生保護サポートセンターの設置と区役所職員保護司（P275-276）
- コラム7 （香川県）善通寺市等との連携による社会貢献活動（高松保護観察所）
：保護司会と市が連携した新たな活動先の開拓・実施（P278）
- コラム8 「社会を明るくする運動」中央行事「立ち直りフェスティバル」
：主に若年層をターゲットとした広報・啓発イベント（P281）
- コラム9 地域とつながり 地域につなげる～少年鑑別所の地域援助から～（東京少年鑑別所）
：少年や保護者等の相談に応じる活動や地域の学校等との連携（P286）
- コラム10 熊本地震の被災者に対する支援～熊本刑務所における避難所の運営～
：地域との共生に向けた刑務所の地域貢献の取組（P288-289）
- コラム11 医療機関との連携による薬物依存者支援（岡山保護観察所）
：県精神科医療センターと連携した仮釈放者の依存症回復支援（P292）
- コラム12 薬物依存からの回復に向けた自助グループとの連携（福島刑務支所）
：刑務所内でのクラブ活動として実施する自助グループミーティング（P294）
- コラム13 更生保護施設及びその所在地域における薬物依存回復支援プログラム（旭川保護観察所）
：保護観察所が主導した地域団体の活動と施設退所後も続く回復支援（P296）
- コラム14 社会復帰支援指導プログラム（札幌刑務所）
：管理栄養士や理学療法士の協力を得て実施する高齢・障害受刑者の指導（P301）
- コラム15 地域生活定着支援センターと保護観察所の連携（さいたま保護観察所）
：福祉施設の受入れにつなげるための働き掛けとフォローアップ（P303）
- コラム16 刑事司法機関等において活躍する社会福祉士（大阪地方検察庁、府中刑務所等）
：対象者を刑事司法から福祉につなぐ取組と地域の支援ネットワークの拡充（P305-309）
- コラム17 （兵庫県）明石市による更生支援の取組
：市を主体とする更生支援とそのネットワークの構築、市民への広報活動等（P310-311）
- コラム18 長崎における刑事司法と福祉の多機関連携の歩みと展開
：地域全体での福祉的支援ネットワーク発展の経過と県等の取組（P312-313）
- コラム19 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の取組（コレワーク東日本）
：事業主等に向けた広報活動や求人等のマッチングのためのサービス（P318）
- コラム20 職親プロジェクト（喜連川社会復帰促進センター等）
：刑務所出所者を雇用了した企業の体験談と刑務所内での仕事フォーラム（P319）
- コラム21 採用面接のための外出・外泊
：受刑者を更生保護施設に宿泊させての協力雇用主との採用面接（P324）
- コラム22 多機関連携による暴力団離脱・就労支援の取組（福岡保護観察所）
：就労支援事業者機構や警察等が連携した就労支援とアフターケア（P331）
- コラム23 女子施設地域連携事業（栃木刑務所）
：地域の医療・福祉等専門家の協力を得た女性受刑者特有の問題に対する処遇（P334）
- コラム24 生命（いのち）のメッセージ展（浪速少年院等）
：犯罪被害者の遺族等による少年院等での生命の尊さを伝える活動（P335）
- コラム25 フィンランドの開放刑務所における社会復帰支援プログラム
：地方公共団体が主体となった依存症回復支援・職業リハビリテーション（P340）

第7編第3章